

第9期事業計画策定に向けた提言について

1 地域ケア推進会議の役割

昭島市介護保険条例第26条の2により設置される会議で、委員の皆様それぞれの立場や専門的な知見から高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制（地域包括ケアシステム）に関する検討を行うものとしています。

【具体的には】

- (1) 高齢者に関する地域課題の把握・明確化
- (2) 地域課題解決に向けた地域づくり・地域資源開発（取組の提案）
- (3) 政策形成（介護保険事業計画の策定）に向け、昭島市介護保険推進協議会に上記（1）及び（2）を提言

2 提言に必要な内容

- (1) 第9期事業計画期間中（令和6年度～令和8年度）に取り組むべき地域課題
- (2) 課題解決に向けた取組の提案

3 提言の検討

「個別地域ケア会議」及び「地域連絡会」を通じて得た情報をもとに、委員それぞれの立場や専門的な知見から検討を実施

- (1) 個別地域ケア会議
個別の事例を様々な立場（医療、介護、福祉等）の方で検討
- (2) 地域連絡会
自治会、民生委員、民間事業者など様々な方に参加いただき、高齢者に関する課題を情報共有

4 提言に向けたスケジュール（案）

- (1) 今回3月 提言に向けた検討
 - ① 地域課題の把握と明確化（1回目）
- (2) 次回6月 提言に向けた検討、提言策定
 - ① 第9期における地域ケア会議の運営の在り方
 - ② 地域課題の把握と明確化（2回目）
 - ③ 地域課題の解決に向けた取組の在り方